

○特定事業所集中減算に係るQ & Aについて

【判定方法について】

問1 居宅サービス計画数には介護予防サービスの利用者も含めるのか。

(答)

介護予防サービスを位置づけた利用者は居宅サービス計画数には含めません。

問2 地域密着型通所介護を位置づけた計画数には、認知症対応型通所介護の利用者は含めるのか。

(答)

地域密着型通所介護の利用者数には含めません。なお、平成30年度の介護保険制度改正に伴い、認知症対応型通所介護は判定対象のサービスから外れました。

問3 介護タクシーは計画件数に含むのか。

(答)

いわゆる介護タクシーのうち、介護保険の対象となるものは通院乗降介助で訪問介護のサービスの一種であり、計画数に含むこととなります。

問4 計画とは実績なのか。計画を位置づけたが実際にサービスの利用がなく実績がない場合でも件数に含むのか。

(答)

この場合の計画とは実績であり、例えば居宅サービス計画に訪問介護サービスが位置づけられても、利用者の都合等で実績がなかった場合は、算定対象に含めません。

問5 減算はどの利用者が対象となるのか。80%を超えた法人を位置づけた利用者のみなのか。

(答)

減算は、減算適用期間のすべての利用者に対する居宅介護支援費が対象になります。

問6 1人の利用者が同一サービスを複数事業所位置づけた場合はどのように計算するのか。

(答) ※届出様式(判定様式)「サービス別・月別計算シート(様式)」の記載例をご確認ください。

1人の利用者に同一サービスを複数事業所位置づけた場合(月の途中でサービス事業所を変更した場合も含む)は、それぞれの法人ごとに1件ずつ計上します。例えば2か所の訪問介護事業所を位置づけた場合、それぞれの事業所の法人が別であれば法人ごとに1件ずつカウントし、同じ法人の場合はその法人に1件としてカウントします。

「同一法人」とは、居宅介護支援事業所と同じ法人ということではなく、サービス事業所同

士が同じ法人ということです。

(計算例)

判定期間中に作成された居宅サービス計画350件

うち、訪問介護サービスが位置づけられた居宅サービス計画(A) 120件

(A)の事業所の内訳

a事業所(〇〇法人) 80件、b事業所(〇〇法人) 25件

c事業所(△△法人) 10件、d事業所(□□法人) 5件

とした場合、訪問介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数÷訪問介護サービスを位置づけた計画数ですから、

(80件+25件・・・〇〇法人の合計)÷120件で、87.5%となります。

問7 正当な理由の中に、「⑦通所系サービスについて、居宅から路程で3キロメートル以内に紹介率最高法人を位置づけた居宅サービス事業所以外に当該サービスを提供する事業所が所在しない利用者を除外して再計算を行うと当該紹介率最高法人の割合が80%以下になるか、除外後の各サービス件数が10件以下になるとき。」とあるが、路程3キロメートルに同一法人の運営する通所系サービス事業所が隣接して2か所ある。その場合、件数のカウントで除外できるのは2か所ともか。それとも、より集中している1事業所か。

(答) ※届出様式(判定様式)「サービス別・月別計算シート(様式)」の記載例をご確認ください。

あくまで法人単位でカウントするので、利用者の居宅から路程3キロメートル以内にある複数事業所が同一法人で運営されているのであれば、1つの法人分として該当事業所に位置づけた数を除外できます。

また、別法人が運営する複数事業所に位置づけている場合、利用者の居宅から路程3キロメートル以内にある事業所に位置づけたものは、それぞれの法人ごとに除外できます。

(計算例1)

利用者甲・乙が利用する〇〇法人の運営する通所介護事業所a事業所・b事業所、△△法人の運営する通所介護事業所c事業所・d事業所について

・利用者甲の居宅からは、〇〇法人のa事業所・b事業所とも路程3キロメートル以内にある

⇒利用者甲について、2つの事業所とも路程3キロメートル以内にあるため、〇〇法人に位置づけた数から除外できる。

利用者甲の居宅からは、△△法人のc事業所・d事業所とも路程3キロメートル以内にある
⇒利用者甲について、2つの事業所とも路程3キロメートル以内にあるため、△△法人に位置づけた数から除外できる。

・利用者乙の居宅からは、a事業所は路程3キロメートル以内にあり、b事業所は外にある
⇒利用者乙について、b事業所は路程3キロメートル以内にないため、〇〇法人に位置づけた数から除外できない。

利用者乙の居宅からは、△△法人のc事業所・d事業所とも路程3キロメートルの外にある
⇒利用者乙について、2つの事業所とも路程3キロメートルの外にあるため、△△法人に位置づけた数から除外できない。

問8 郡山市内及び他市町村にある同一法人が運営する事業所にそれぞれ計画の実績があるが、他市町村の分は除外できると考えてよいのか。

(答)

あくまで法人単位でカウントするので、事業所の所在地が郡山市内か他市町村かにかかわらず、同一法人で運営されているのであれば、1つの法人分として当該事業所に位置づけた数を除外できません。

なお、正当な理由がある場合は、事業所の所在地が郡山市内か他市町村かにかかわらず、当該事業所に位置づけた数を除外できます。

【正当な理由について】

問9 正当な理由の中に、「サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合等」とあり、国の例示では「地域ケア会議等で意見・助言を受けた場合」は除外してよいとあるが、「地域ケア会議等」にはサービス担当者会議は含まれるか。

(答)

含まれます。

問10 居宅介護支援事業所の通常の事業実施地域には通所介護事業所が5カ所以上あるが、紹介率最高法人となっている法人の通所介護事業所が町内で唯一の事業所であり、その町内の利用者がほとんどであるため8割を超えてしまっている。
他市町村の通所介護事業所では送迎の距離も遠くなり利用者の負担が増えるが、このような場合は正当な理由となるか。

(答)

上記事例のように居宅介護支援事業所の通常の事業実施地域には5カ所以上サービス事業所があるが、市町村内単位では1カ所しか事業所が無く、その市町村に居住する利用者が当該事業所を希望し集中したために紹介率最高法人の割合が8割を超えることとなった場合には、その事業所所在市町村に居住する利用者を計画数から除外して再計算した結果、当該紹介率最高法人の割合が8割以下になれば、正当な理由に該当します。

(計算例)

通所介護事業所を位置づけた計画数30件・・・①

①の内訳○○法人28件・・・②

△△法人2件

紹介率最高法人の割合(②÷①) 93.3%

A町内に通所介護事業所が○○法人の事業所1カ所しか無い場合、○○法人の事業所を位置づけた利用者のうちA町に居住する利用者を計画数から除外して再計算する。

②の内訳 A町居住者 26件 B村居住者 2件

①、②から A町居住者分 26件を控除する。

30件 (①) - 26件 (A町居住者分) = 4件・・・③

28件 (②) - 26件 (A町居住者分) = 2件・・・④

A町居住者分を控除した後の〇〇法人の紹介率 (④÷③) 50%

となり、8割以下になるので正当な理由に該当することとなります。

この場合は、上記計算の内容が分かる書類を作成し、判定様式に添付する必要があります。

ただし、利用者名等個人情報に該当するものは不要です。

なお、この取り扱いは訪問介護、福祉用具貸与の場合も同様となっています。

問 1 1 利用者で車いすの貸与を受けている人が多いが、利用者が価格の安い福祉用具貸与事業所を希望するため特定の事業所に集中してしまう。これは正当な理由となるのか。

(答)

当該居宅介護支援事業所において福祉用具貸与を位置づけた利用者のうち最も多く貸与を受けている品目について、居宅介護支援事業所の通常の事業実施地域内で貸与価格が最も安い場合については正当な理由として認められることとなります。

この場合には、居宅介護支援事業所は事業実施地域内の福祉用具貸与事業所の価格が比較できるような書類を作成し判定様式に添付する必要があります。

なお、品目とは福祉用具の種目のことを意味しますが、例えば車いすの中にも様々な種類のものがありますので、価格比較の際には利用者が最も貸与を受けている品番で比較してください。

他の事業所で同じ品番のものを取り扱っていない場合には、同程度の機能を有するもので比較して差し支えありません。

問 1 2 正当な理由については市で示しているもの以外は認められないのか。

(答)

例えば、福祉用具貸与事業所のメンテナンス等のサービスが良く、利用者がその事業所を希望するため集中した場合などについて、サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した結果集中したと認められれば正当な理由に該当します。

この場合、どのようにメンテナンス等が優れているのかを具体的に記載したものを判定様式と共に提出し、市で個別に検討することとなります。

ただし、単なる利用者の希望のようなものは正当な理由としては認められません。

正当な理由の範囲については、地域における事業所や利用者の実情を考慮したうえで示していますが、それ以外の理由についてもそれにより集中することがやむを得ないと認められる場合には、正当な理由と判断される場合があります。

その場合には、理由の内容が具体的に判断できるような書類を判定結果に添付していただき、個別に判断することとなります。

【その他】

問13 利用申し込みをしている人があらかじめ希望するサービス事業所を決めていて、その利用者を受け入れて希望するサービス事業所を紹介すると特定事業所集中減算の対象となってしまうが、このような場合に減算になることを理由としたサービス提供の拒否は可能か。

(答)

事例のように、他の事業所の利用を検討するよう助言しても利用者が希望以外の事業所を利用することが難しい場合には、他の居宅介護支援事業所を紹介するなどの適切な措置を講じた上であれば、サービス提供の拒否の正当な理由に該当する取扱いとします。